



29 議議第 26 号

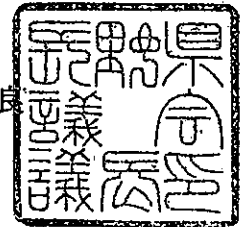
平成 29 年 (2017 年) 6 月 22 日

長野県教育委員会教育長

原 山 隆 一 様

長野県議会議長

垣 内 基 良



意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定により、6 月 22 日、知事から提出された下記の条例案について、6 月 26 日までに貴委員会の意見を求めます。

記

第 9 号 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

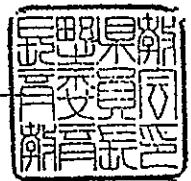


29 教義第 145 号

平成 29 年 (2017 年) 6 月 23 日

長野県議会議長 垣内 基良 様

長野県教育委員会教育長 原山 隆



意見聴取について

平成 29 年 6 月 22 日付け 29 議議第 26 号で意見聴取のありました下記の条例案については、異存ありません。

記

第 9 号 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

## 第 9 号

### 長野県教育委員会の権限に属する事務の特例に関する条例の一部を改正する条例案

長野県教育委員会の権限に属する事務の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「第27条第1項」を「第27条」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例  
に関する条例の一部を改正する条例案について

義務教育課

1 改正の理由及び内容

平成 22～23 年度の子ども手当認定事務が終了したため、当該規定を削除する。

※ 今まで規定を残しておいた理由

減員の認定（支給した手当の返還）があった場合は、過去 5 年遡って処理を行う必要があったため。

2 施行期日

公布の日

3 経過

- ・ 平成 22 年 4 月から「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」に基づき、支給開始された手当。
- ・ 平成 23 年 10 月から「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき手当を支給。（平成 24 年 3 月まで。）
- ・ その後は、子ども手当を廃止し、平成 24 年度から児童手当に移行。